

番 号	令和5年度() 第 号		仕 様 書	
工 事・製 造 物 件 名	名張市子どもセンター特定建築物定期調査			
場 所 又 は 品 名・数 量	名張市 百合が丘西5番町 地内			
設 計 又 は 算 定 金 額	一金	円	内消費税 及び地方 消費税	円
委 託 期 間	契約日から令和5年12月22日まで		調 査 設 計	令 和 5 年 9 月 日 令 和 5 年 9 月 日
			積 算	検 算
概 要			施 行 理 由	
<p>名張市子どもセンター(RC造5階建、延床面積4528.68㎡、複合用途)の建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物の定期調査の実施及び報告書の作成。(特定行政庁への提出を含む。)</p> <p>※指定範囲(129.96㎡)の外壁タイルの赤外線調査又は全面打診調査を含む。</p> <p>契約代金は業務完了後1回払いとし、契約代金請求書を受領した日から30日以内に支払う。</p>				

設 計 用 紙

名 張 市

内 訳 書

	名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
	名張市子どもセンター特定建築物定期調査						
	特定建築物定期調査 (報告書作成、諸経費を含む)	RC造5階建、延べ床面積4528.68㎡ 用途: 研修所、事務所、集会所、児童福祉施設					指定範囲(129.96㎡)の外壁タイルの 赤外線調査又は全面打診調査を含 む。
	現地調査		1	式			
	調査報告書作成		1	式			
	赤外線調査	又は高所作業車等による全面打診調査	1	式			
	諸経費		1	式			
	小 計						
	消費税及び地方消費税						
	合 計						

名張市子どもセンター特定建築物定期調査発注仕様書

A. 概要

1. 番号 令和5年度（ ）第 号
2. 件名 名張市子どもセンター特定建築物定期調査
3. 場所 名張市 百合が丘西5番町 地内
4. 履行期間 契約日から令和5年12月22日（金）まで
5. 業務目的 本業務は、名張市（以下「発注者」という。）が所有する下記特定建築物における、建築基準法第12条第1項に基づく現地調査、所定の報告書等の作成及び特定行政庁（三重県知事）への報告業務一切とする。
6. 対象建築物 名張市子どもセンター 名張市百合が丘西5番町25番地
(RC造5階建、延床面積 4528.68 m²、複合用途)

B. 一般事項

1. 本業務の受注者は、本仕様書に基づき業務を実施しなければならない。なお、細部事項については、監督員の指示に従うものとする。
2. 受注者は、本業務の遂行上必要な資料のうち、発注者が所有するものの貸与を受けることができる。なお、貸与を受けた場合は、受注者は「図面等資料借用届」（任意書式）を提出すること。また、貸与資料については保管、取り扱い等に十分注意し、本業務完了後速やかに返却しなければならない。
3. 受注者は発注者の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告を行わなければならない。
4. 受注者は建築基準法及びその他の関係法令等を遵守し業務を行うものとする。

C. 業務内容

1. 業務内容

建築基準法第12条第1項の規定に基づく特定建築物の定期調査報告に必要な調査を実施し、下記の書類を作成する。なお、本件対象建築物の外部がタイル貼りであるため、判断基準（平成20年国土交通省告示第282号別表）の「2 建築物外部（11）外装仕上げ材等」について、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマー等による打診等（以下、「全面打診等」という。）を、赤外線調査または高所作業車等を使用したテストハンマーによる全面打診調査等のいずれかの方法により契約金額の範囲内で実施するものとする。

作成書類

- ① 定期調査報告書（第三十六号の二様式）※第一面から第四面まで
- ② 定期調査報告概要書（第三十六条の三様式）
- ③ 定期調査結果表（告示別記様式）
- ④ 調査結果図（別添1様式）
- ⑤ 関係写真（別添2様式）
- ⑥ 付近見取図

2. 検査員資格

本定期調査を行う者は下記の何れかの有資格者でなければならない。

- ① 一級建築士または二級建築士（建築士事務所所属の者に限る。）
- ② 特定建築物調査員

3. 定期調査の実施

- (1) 定期調査の実施については、下記の基準及び適用基準書によって行うものとする。
 - ・平成20年国土交通省告示第282号(一部改正:平成28年国土交通省告示第703号)
 - ・特定建築物定期調査業務基準（発行：一般財団法人 日本建築防災協会）
- (2) 業務実施前に必ず「業務担当技術者通知書」（1部）を提出すること。
また本通知書には業務担当技術者（調査員）の資格証の写しを添付すること。
- (3) 調査の実施（現地調査）日程については受注者が直接施設長と調整を諮ることとし、調整後の日程を監督員に報告すること。
- (4) 調査結果書類を成果品として提出し発注者の確認を受けること。(必要部数等は次項目)
- (5) 受注者は発注者に確認を受けた提出書類を三重県伊賀建設事務所建築開発室へ提出すること。なお、提出書類に不備があった場合は是正等の対応も行うものとする。
- (6) 業務完了時に「業務完了通知書」（1部）を提出すること。

4. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

	書類名	サイズ	提出部数	摘要
①	定期調査報告書（第一面から第四面）	A4	3部	
②	定期調査報告概要書	A4	2部	
③	定期調査結果表	A4	3部	
④	調査結果図	A3	3部	
⑤	関係写真	A4	3部	写真添付
⑥	付近見取図	A4	3部	
⑦	電子データ（上記データ）		一式	
⑧	その他監督員の指示する書類		一式	

※発注者による事前確認のための成果品の提出は、令和5年12月18日(月)までとする。

※※⑦電子データの提出形態は CD-R 若しくは USB とし、詳細は監督員の指示による。

5. 貸与可能資料

- ・新築時（平成5年／旧製薬会社研修施設）
 - …建築確認申請副本及び竣工図（紙媒体のみ）
- ・整備工事時（平成25年／子どもセンター）
 - …建築確認申請副本及び竣工図（図面は電子データ有）
- ・平成29年度名張市子どもセンター定期調査報告書類一式（電子データ有）
 - ※全面打診等実施済
- ・令和元年度名張市子どもセンター定期調査報告書類一式（電子データ有）
- ・令和3年度名張市子どもセンター定期調査報告書類一式（電子データ有）

- ※全面打診等実施済み
- ・その他設備等の既存資料

D. その他

- (1) 本業務の実施にあたり当該施設の運営に支障を及ぼさないよう十分な調整を行うこと。
- (2) 検査に必要となる機器等については、原則受注者負担とする。
- (3) 検査の結果、改善が必要となる項目については対策案及び概算について報告すること。